事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組み合わせとする。

１）四国地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

２）四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

３）四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止並びに、地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

６）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和元年10月25日において次の要件を満たすものとする。

１）平成16年度以降に元請けとして、以下に示す工事における施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）

・下記の㋐から㋓のいずれかの工事（道路本体）を施工した実績を有すること。なお、横断歩道橋及び側道橋の施工については実績と認めない。

㋐橋梁補修工事
㋑橋梁耐震補強工事
㋒橋梁新設上部工事
㋓橋梁新設下部工事

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

７　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴１）又は３）の認定（６⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴１）又は３）の認定を受けていない構成員が６⑴１）又は３）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、６⑴１）又は３）の認定を受けていない構成員が交渉権者選定通知の日までに６⑴１）又は３）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が６⑴２）の条件に満たないとき又は６⑴１）又は３）の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（６⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、交渉権者選定通知の日までに、構成員が６⑴１）又は３）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

８　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該建設工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道32号高知橋耐震補強外工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本案件に係る競争に参加するためには、交渉権者選定通知の日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和元年９月19日

総務省大臣官房会計課企画官　松田　和男

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　購入等物品及び数量　中央合同庁舎第２号館・第３号館入退館管理システム等の賃貸借及び保守　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和元年10月９日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第一係担当　渡邉　沙織　電話03―5253―5132

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和元年９月19日から令和元年10月９日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムへアクセスし入手すること。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Lease, operation and maintenance of entering and leaving management system, etc. in Central Government Building No. 2 and No. 3　1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 9 October 2019

⑷　Contact point for the notice : Saori Watanabe, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications, 1―2 Kasumigaseki 2 chome, Chiyodaku Tokyo 100―8926 Japan. TEL 03―5253―5132